

1 発生場所

京都府福知山市 由良川左岸(音無瀬橋下流約60m)

2 火災日時等

発生時刻:平成25年 8月15日19時28分頃

覚知時刻:平成25年 8月15日19時29分(警備中の消防隊及び見物人からの同時通報)

鎮火時刻:平成25年 8月15日19時40分

3 火災の概要等

焼損程度:調査中

人的被害:死者3人、負傷者 56人(うち重症16人)

出火原因:調査中

4 消防本部等の警備及び活動の状況

(1)消防署及び市役所での体制

通常警備体制に増強を図り、集団救急事案に備え大型バス2台を市役所に待機。

(2)現地での警備体制

警備本部を設置し、消防隊、救急隊、救急救命士及び消防団員を配置。

(3)活動状況

現場警戒で待機していた福知山市消防団が消火活動を実施。

救急車6台、指揮隊車1台、市役所大型バス1台、警察車両1台で搬送実施。

5 花火大会概要

1932年(昭和7年)より行われ、2011年(平成23年)には11万人が詰め掛けるなど北近畿地区では最大級の花火大会である。

花火大会の際は、由良川河川敷周辺には約300の屋台が立ち並ぶ。



花火大会における防火対策の状況

花火大会における届出及び消火準備の状況

	法的義務	福知山花火大会での義務	福知山花火大会の状況
煙火打上げ届出 ※1	火災予防条例	有	届出有
露店の開設届出 ※2	無 (一部の市町村において実施)	無	—
露店における消火準備	無	無	不明

※1 煙火を打ち上げる行為者が、場所・時間・責任者・消火準備等について、あらかじめ消防長(署長)に届出るもの。

※2 一部の市町村において、消防活動上支障のある露店の開設等について届出の義務を課しているもの。

消防庁の対応

8月15日

21時45分 京都府から第1報受領

23時30分 消防庁危険物保安室において危険物保安室長を長とする
災害対策室を設置し、情報収集を実施。

8月16日

10時00分 現地調査のため消防庁職員2名及び消防研究センター職員4
名を派遣(消防法第35条の3の2の規定に基づく消防庁長官の
火災原因調査)

8月19日

各都道府県消防防災主管部長等あてに消防庁予防課長及び危険物保安室長
から「多数の観客等が参加する行事に対する火災予防指導等の徹底について」
(平成25年8月19日付け消防予第321号・消防危第155号)を通知

【通知概要】

- ガソリンの火災危険性に関する周知
- 金属製容器の保管時の注意事項
- ガソリンを注油する際の注意事項
- 火気器具等を使用する屋台等への指導に係る留意事項